

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2023年8月21日

発行者：福本道夫

横田訴訟原告団 NEWS 号外 23-01

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町4-10-24-100

E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第1回弁論

本日の裁判所への行動は、下の図の通りとなります。

整然と行動します。皆様のご協力をお願いします。

8/21 横田基地公害訴訟・第1回口頭弁論・関連地図



- ① 13:00 事前集会
東京地裁立川地裁前
～入廷（少しだけ行進）
- ② 13:30 傍聴券獲得行動
（原告団役員の指示に従ってください。傍聴券獲得のため、参加者は少し並びます）
- ③ 14:00～弁論
（1階101号法廷）
- ④ 15:30～報告集会
多摩弁護士会館会議室（アーバス立川高松駅前ビル2階）
- ⑤ 16:30～記者会見
（同所）

裁判内容の紹介

以下は、3人の原告の意見陳述の内容です。弁護団部分は別紙となります。

裁判は、以下の順番で行われる予定です（以下、3・4項は推定）。

1. 原告意見陳述：①福本団長，②榎棠まゆみさん（瑞穂），③谷口和憲さん（あきる野）
2. 弁護士意見陳述：④佐竹弁護団長，⑤平川弁護士，※応援弁論⑥神谷弁護士（全国基地爆音訴訟弁護団連絡会事務局長・嘉手納），⑦関守弁護士（厚木）
3. 被告・国側意見陳述：多分、文書を読むことはしないと思われます。
4. 裁判所から：若干の打ち合わせ

◇原告意見陳述：福本道夫さん（原告団長）

長文のため、要約です。特に横田基地の現状・被害については、パワーポイントを使って動画や写真、航跡図を使って説明します。

ただし、国側から音が出る動画を使うことについて、クレームが来そうです。…本日午前中のやり取りでどうなるのか決まります。過去の訴訟で、意見陳述についてケチをつけられたことはないのですが…

1. 横田基地所常駐機の飛行と訓練・被害

(ア) C-130J-30（以下、「C-130」と表記）

C-130の飛行実態＝訓練地域，訓練方法，日米合意を守らない高度（最低飛行高度は海拔1500フィート＝約450メートル＝横田基地周辺の標高が約120メートルであると考え、地上330メートル）での飛行，編隊飛行での訓練と被害。

<動画と航跡図提示>

物資投下訓練や人員降下訓練の実態と危険，実際の事故の報告。<動画>

(イ) C-12J

C-12の旋回訓練と騒音実態。

(ウ) UH-1N（ヘリコプター）

訓練地域，被害の実態。日米合意の高度違反の飛行実態。<動画>

(エ) CV-22B

オスプレイ配備の経過，事故率やクラッチなど機体構造の不備を原因とする飛行停止など，騒音の特徴，訓練実態（特に夜間の基地内での訓練，機関銃を露出しての訓練）。

<動画と写真>

今年7月の日米合同委員会合意でのMV-22（普天間基地所属）の超低空飛行訓練の認可への影響と不安。

日米合意は守られているかどうかを検証するシステムも，日米ともに遵守する気もないと主張。

2. 外来機の離着陸と訓練

(ア) C-17，C-5などの輸送機とKC-135やKC-10，KC-46などの空中給油機

C-17…運用実態，騒音の特徴。

日米合意で原則禁止されている22時～6時までの飛行実態<航跡図>

C-5…騒音の特徴

空中給油機…運用実態と騒音の特徴

(イ) P-8や厚木のヘリ，空中給油機KC-130などによるタッチ&ゴー訓練やローパス訓練，旋回飛行訓練

P-8（海上哨戒機）…訓練の実態，日米合意高度制限違反（ジェット機の最低飛行高度は海拔2000フィート）実態。

<動画と航跡図>

厚木基地や座間基地所属機のヘリコプターや軽飛行機，岩国基地所属のKC-130（空中給油機）の運用実態。また，訓練日の不当性についても報告。
(ウ) F/A-18やF-16やF-35などの戦闘機の訓練や飛来実態

2022年5月のF-16によるBeverly Morning訓練の実態と被害<動画>，機種の変化

(エ) チャーター便の飛来

チャーター便の運用実態

3. PFAS問題

消火訓練で使われるPFASが含まれる消火訓練

使用期間，漏出事象隠し，被害実態など

<写真>

2. 裁判の経過と裁判所の判決について

1. 1976年提訴の横田基地公害訴訟のきっかけとなった大阪空港訴訟について

今年4月の元最高裁判事團藤重光氏のノートによって，大阪空港訴訟の逆転判決の経緯（元最高裁長官からの司法介入）とそれが横田・厚木・小松などの軍事基地訴訟に与えた影響疑い<写真>

2. 過去の横田基地公害訴訟判決について

1987年第1・2次訴訟東京高裁・武藤裁判長は、判決理由で、日米友好祭における航空自衛隊ブルーインパルス曲技飛行を非難

軍事公共性について「戦時の場合は別として、平時においては国防のみが他の行政に優越するという事は、憲法全体の精神に照らし、許されないところである」とも述べたこと。

裁判所独自に調査によって、米軍の祝日は飛行回数が非常に少ないが日本の祝日は平日と同様の飛行回数であることを指摘。

第3次訴訟の東京高裁・上谷裁判長による和解交渉の調停決裂後の判決後に、「今後、国は自治体を交えて、住民と話し合う場を設けるように切望する」と発言したこと。

3. 損害賠償の基準として採用されているうるさき指数 WECPNL 値（以下、Wと表記）について

①航空機騒音の環境基準について

環境省は航空機騒音の環境基準をおよそ50年の長きにわたって変更しないこと、欧州WHOの環境基準の引き下げと判断。

環境基準の設定のあり方、国側・防衛省のうるさき指数による線引きの意図

②低周波音に対する環境基準について

低周波音被害対策の停滞、被害と訓練実態

4. 防音工事減額について

過去の裁判判決における防音効果のない古い工事についての評価への疑問、真上を低空で飛行する時の防音効果、音源が大きい際の防音効果の疑問

5. 将来請求について

損害賠償の将来請求の目的＝現状を変えるための方法。被害が根絶されるまで、その代償を国が負うべきと主張。

6. 日米合同委員会合意の遵守について

横田基地飛行場の運用に関わる日米合意の内容オスプレイの飛行の日米合意と、それを守らせる・守る努力がなされていないこと。

日米合意の目的を達成させるべき、と主張。

7. 最後に

日本国政府のみを被告とせざるを得なかった理由、50年近い横田基地の裁判、横田基地の被害救済を求める運動の中で気づかされてきたこと…日本政府はアメリカに何も言えない、アメリカ人の人権の重さに比べて日本人の人権は軽い。日本はアメリカの植民地に等しい。

裁判所はアメリカ人・個人の罪は問うことができても、アメリカ軍・アメリカ政府に対しては、罪を問う

意思がない。

裁判所が基地被害を被害として認め、その原因を取り除く筋道を示さない限りこの裁判は永遠に終わりません。

裁判官は、このような裁判が約50年も続いていることの矛盾やその現実と向き合って、解決の道を示してほしい、今までの判決から一歩も二歩も踏み込んだ勇気ある判断を示されることを願います。

陳述時に使用する画像から



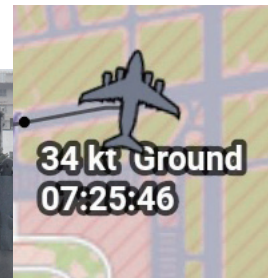
低空で飛行する C-130



パラシュート降下訓練・失敗事故



オスプレイの基地内での訓練
(写真提供：羽村平和委員会)



横田基地を0時30分頃離陸～7時25分頃（現地時刻は14時30分頃）アラスカに着陸したC-17輸送機



1976年4月28日、大阪空港訴訟（高裁）で認められたの飛行差止をきっかけとして提訴した「横田基地公害訴訟」



今年4月に明らかになった團藤元最高裁返事写真と書き残したノート

◇原告意見陳述：榎棠まゆみさん（瑞穂町）

私が瑞穂町の現住所に転居してきたのは、娘が2歳になって間もなかったと思います。

小学校の近くということで選んだ住居でしたが、造成が進む住宅地で、林や野原など自然がたっぷりの比較的静かな場所でした。唯一気になる点は、ごみ処理場の穴を埋めて作った公園に近かったせいか梅雨時などゴミの臭いが漂うことがあったことでした。

横田基地に近いことは知っていましたが、日中は仕事に出ていたこと、また夜間訓練は少なかった事もあり、それほど騒音を感じなかったと思います。

私は、当時福生の小学校に勤務していました。勤務校の学区は、玉川上水も近く横田基地に近い場所でした。この周辺も基地の飛行機の訓練が激しい場所でもありました。

家庭訪問の折など、上水沿いのお宅では飛行機の騒音のため、会話も途切れるようなこともあり、子供たちにとっては、決していい環境ではないと感じておりました。

定年を機に退職し、家にいる機会が増えました。市街化調整区域として、徐々に開発が進められていた我が家周辺でしたが、飛行機の騒音の中にあることに改めて気づくことになりました。それでも、退職当時は主にC 130などの輸送機の飛行が多かったと思います。

<写真：CV22オスプレイ>

2018年、垂直離着陸機オスプレイCV22の配備が明らかになった頃から、その訓練の酷さに驚かされるようになりました。10月の正式配備以前4月頃から、オスプレイは、姿を現わし初めました。そして10月の正式配備後は、オスプレイの飛行が日常のこととなってきました。低空飛行を行うオスプレイが、飛行時に発する轟音は、単に騒音というだけでなく、腹の底に響くような低周波音として体に強い違和感を覚えさせられます。特に空中停止状態で行うホバリングやホイスト（空中からの吊り下げ、つり上げ）

<写真> 訓練のときの酷さは、かなり辛いものがあります。場合によっては30分から1時間も継続して行われることがあります。その間、低い轟音が体に違和感となって響き続けます。訓練時間も昼から夜間遅くに及ぶ事もあり、家の中にもその轟音に脅か（おびやか）される事になります。

オスプレイ自身の危険性（墜落事故が多発）等と共に、頭上を飛ぶときに感じる恐怖心も大きいものがあります。近くの団地に住む知人は、飛行中ずっと強い恐怖を感じると言っていました。

最近、オスプレイの最低飛行高度を”航空法に定められた150mから60mまで引き下げる”という日米合同委員会の決定が行われたという報道がありました。一応山岳地帯で行うとは言っていますが、現在でも150mよりかなり低く飛んでいると感じることが多く、今後さらに厳しくなるだろうことは考えられます。訓練の仕方も、ホバリング以外に、基地周辺をヘリモードで、しかも高速で飛ぶという危険な訓練を行い、また繰り返し旋回します。さらに飛行モードでかなりの遠距離まで飛行訓練を行います。

<写真：基地周辺16号線沿い>

横田基地は国道16号線沿いに広がっています。飛行場は瑞穂町から昭島方面にかけて長く滑走路を持ち、離着陸が行われています。飛行機が、離陸準備のためにエンジンをスタートさせる音、またその際に排出される排ガスも、周辺の住民に大きな影響をあたえています。

16号沿いに住む女性は、排ガスとその臭いのひどさで洗濯物が汚されることが目立ち、洗濯物の外干しはできないと訴えていました。排ガスによる健康被害も考えられます。基地が住民の生活に様々な面で害を及ぼしていることに、ぜひ目を向けていただきたいと思います。

私は、幼時1946年に旧満洲から引き揚げて参りました。両親や弟たちと共に旧ソ連との国境の町に住んでいたのですが、1945年8月、旧ソ連の侵攻と同時に町を追われました。

町を追われるときは、急降下してくる飛行機の激しい轟音と機銃掃射を避けながらの必死の逃避行でもありました。今も基地の内外で行われる飛行機の訓練による轟音は、幼かったときの記憶と重なって強いストレスを感じます。幼時に感じた戦争によるトラウマと横田の飛行機の轟音が重なって恐怖心を呼び覚ますものでもあると感じています。<写真：無人偵察機・空中給油機・F35戦闘機>

最近の横田基地は、オスプレイやC130などの常駐機のみならず、無人偵察機や空中給油機などなど、平常の市民の生活では、全く必要も関係も無い多くの飛行機が飛来し、周辺の住民を脅かしています。特にすさまじいのは、F16やF35のような戦闘機です。ときには数機が続けざまに飛来し飛び去ります。その騒音は、病気の人の安静を妨げ、幼い子どもを脅えさせます。また人間だけでなくペットなどの動物にも影響を与えているようで、友人の愛犬はそのためにノイローゼ状態に陥り食欲が全く減退してしまつたと話していました。いずれにしても、基地で行

われる訓練は、戦争の準備のためのものです。戦闘の訓練が日常生活の場近くで行われるということは、それ自体許されていいことなのではないでしょうか。

アメリカ本国では、軍用機の訓練は住宅地の上では行われえないということです。訓練が可能かどうかは、環境の動植物への影響も含めて、住民のアセスメントによって決められるということです。私たちはアメリカの動植物以下に扱われているという事なのではないでしょうか。

公判でたびたび言われる国側の主張の中に「基地の騒音があっても、自分が好んで選んだ場所だから仕方がない」という意味の言葉があり、愕然とさせられます。私たちは自国の中で、戦闘訓練にさらされて生活するのも「自己責任」だと考えられているのでしょうか。

憲法 25 条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」また「国は、すべての生活部面について生活福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書かれています。国は、基地の飛行機による住民の生命や健康被害を防ぐために、より積極的に取り組むべきではないのでしょうか。まずは危険なオスプレイの飛行を止めさせるための努力をして欲しいと思います。仮に訓練が行われる場合でも、危険性や騒音について常に監視し、また低周波についても検査し、体への影響についても取り組むことも必要であると思います。

オスプレイを中心とした横田の飛行機の訓練状況は、日米の合意さえ大きく超えるものになっています。訓練は、基本的に夜 10 時を超えないとの約束になっているはずですが、11 時を大きく超えることもあります。(例:6 月 28 日 23 時半)低空飛行は日常化し、土・日曜日の訓練も当たり前になっています。また基地周辺の旋回飛行も日常茶飯事・・・等々。周辺に住む私たちは、こうした事態に対して慣れと諦めの中で生活しなければならないのでしょうか。

さらに、最近では、米軍に加え自衛隊との合同訓練やさらに多国籍の訓練も多く行われるようになりました。そのための航空機の往来も多くなりました。国際的な危機や、状況の変化は基地の飛行機の動きにも大きく影響を及ぼしていると感じます。戦争の危険が、私たちの日常生活に影響を及ぼしていると感じることが多く、住民に戦争の危険性を感じさせる訓練は止めて欲しいと心から願っています。

今回の訴訟を審査するに当たり、裁判所の皆さまには、横田基地の飛行機の訓練状況などを、実際

に現地においていただいで実際にご覧いただきたいと願っております。

陳述時に使用する画像から

(*の写真は羽村平和委員会提供)



オスプレイとホイスト訓練*



国道 16 号線



空中給油機 KC135 *



無人偵察機グローバルホーク*



F35 戦闘機と編隊飛行*

◇原告意見陳述：谷口和憲さん（あきる野市）

私は28年前（1995年）、都心の杉並区から現在の住所「あきる野市草花」に引っ越してきました。引っ越してきた理由は、何と言ってもあきる野には豊かな自然があることです。近くに大澄山（だいちょうさん）という低山（標高192m）があり、散歩するのにちょうどよい「裏山」になると思いました。大岳山を近くに望むことができ、奥多摩へのハイキングに手軽に行けることも魅力でした。

最初に不動産屋さんに案内されて来たときには気づかなかったのですが、住み始めてから我が家の上空を横田基地の米軍機が飛ぶことを知りました。これには正直言って、がっかりしました。自然を求めて引っ越してきたのに、米軍機の騒音の下に暮らすことになったからです。

C-130という輸送機が頻繁に低空で旋回飛行をします。高度、航路によってその時々の騒音の大きさは異なりますが、家の南方向から真上を通過して、北側の大澄山方向へ向かって飛ぶとき、特に午前中、高度が極端に低いと感ずることがあります。最も酷いときは「ズドン」と音の塊（かたまり）が落ちてくるようで、窓ガラスを震わせることもあります。プロペラ機ではあるものの、「キーン」という高音も鳴り響き、本を読んだり、文章を書いたり、考え事をしているときなどは集中できなくなります。夜も遅くまで頭の上を飛行機の音が繰り返し鳴り響きます。遅いときは夜10時過ぎまで飛びます。また、5年前（2018年）からは「欠陥機」と呼ばれるオスプレイが飛ぶようになり、C-130とほぼ同じ航路で、我が家の上空を特有の重低音を響かせながら飛び続けています。

被害を具体的に知っていただくために、我が家の上空を飛ぶC130とオスプレイの動画をご覧ください。C130は、6月7日午後9時2分に撮影したものです（47秒）。オスプレイは、6月23日午後6時41分に撮影したものです（29秒）。

次に、Adbx-exchange.によるそれぞれの航跡図をご覧ください。まず、C130の航跡図をご覧ください。真ん中より少し上、少し左の黒い丸印が我が家です。このC130は山口県岩国市を6月7日、18時36分に出発し、19時50分頃、横田基地上空に飛来したことがわかりました。基地でタッチ・アンド・ゴーを繰り返しながら、午後9時過ぎまで、東西約5キロ、南北約15キロの範囲を右回り（時計回り）に15回程度低空旋回飛行しています。私の自宅近くでは、約300メートル上空を時速

約300キロで10回程通過しています。

次に、オスプレイの航跡図です。我が家の約480メートル上空を時速約420キロで5回通過したことがわかります。

以上から、米軍機による騒音被害は、基地のある5市1町だけではなく、すぐ隣のあきる野市にも及んでおり、米軍機による低空飛行の格好の訓練場になっていることがわかりただけかと思えます。私は小学生から高校生の間まで、大阪空港のすぐ側に住んでいたことがあり、飛行機の騒音には比較的慣れている方だと思っています。しかし、あきる野上空を飛ぶ米軍機の騒音はそれとはまったく異なるものです。というのは、私が子どもの頃住んでいた池田市（大阪府）は滑走路の離陸側にあつて、飛行機が飛び立つ際の騒音は大きかったものの、決して、飛行機が住宅街の上を低空で旋回飛行するなどということはなかったからです。民間の飛行機はそんな危険な飛び方はしないし、また、する必要もありません。

なぜ、あきる野では住宅街の上を低空で旋回飛行するのか？ それは、民間機ではなく軍用機だからであり、また、日本政府のコントロールがきかない米軍機だからです。

私は「戦争のない世界、性暴力のない社会を目指して」というサブタイトルをつけて、『戦争と性』というミニコミ誌を1997年から発行しています。このミニコミ誌では戦争体験者の声を掲載してきましたが、その中でも特に心に残ったのは、戦場体験のある元日本兵と元「慰安婦」の証言です。

例えば、BC級戦犯であった飯田進さんは、末端の兵隊である自分たちに責任を負わせて、無謀な計画を立てた参謀たちは裁判にかけられず、自衛隊創設に関わっていたことに強く憤っていました。また、基地提供という形でアメリカの戦争に加担してきた、戦後の日本の国としてのあり方を鋭く批判していました。特に横田基地は朝鮮戦争時に爆撃機の出発基地であり、朝鮮半島に大きな被害をもたらしました。朝鮮戦争勃発時、スガモ・プリズンにいた飯田さんは、自衛隊の前身である警察予備隊が発足し、日本政府が米軍の戦争に協力し始めたことに衝撃を受けたと言います。

また、在日の元「慰安婦」の宋神道（ソン・シンド）さんは「いい仕事がある」と騙されて、中国・武漢に連れて行かれ、戦場で「慰安」を強要されました。宋さんは日本政府にちゃんと謝って欲しいと謝罪と賠償を求めましたが、

裁判で事実認定されたものの、「除斥期間」、すなわち、訴えるのが遅すぎたという理由で敗訴しました。しかし、宋さんは「裁判は負けてもオレの心は負けてない」、「二度と戦争はしないこと」と訴え続けました。

あきる野市の上空を飛ぶ飛行機の音は、騒音値だけでとらえれば、飛行機が離着陸する滑走路付近に比べれば低いものです。しかし、低空旋回飛行の危険性、そして、それが許される米軍という存在、それは沖縄の基地と同じく地域住民への「押しつけ」であり、また、米軍による「暴力」と言っても過言ではありません。さらに言えば、戦争の惨禍をくぐり抜けてきた元日本兵の飯田さんや元「慰安婦」の宋さんの思いに反することです。特に朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラク戦争などのアメリカの軍事行動における横田基地の役割、そして、軍事費を3年間で倍増しようとする最近の日本政府の政策を考えると、我が家の上空を米軍機が訓練飛行するのを看過することは、アメリカの軍事行動に加担することであり、また、そのような米軍と一体となった自衛隊のあり方を容認することになると思えてなりません。

あきる野に住んで28年が経ちましたが、ここ数年、C-130による低空旋回飛行が増え、また、重低音の異常な騒音を響かせるオスプレイが飛ぶようになって、以上のような思いが募ってゆき、これまでの「がまん」をやめて裁判に訴えることにしました。あきる野上空での米軍機の低空旋回飛行を直ちにやめさせるよう、裁判官のみなさんをお願いする次第です。

あきる野に住んで28年が経ちましたが、ここ数年、C-130による低空旋回飛行が増え、また、重低音の異常な騒音を響かせるオスプレイが飛ぶようになって、以上のような思いが募ってゆき、これまでの「がまん」をやめて裁判に訴えることにしました。あきる野上空での米軍機の低空旋回飛行を直ちにやめさせるよう、裁判官のみなさんをお願いする次第です。

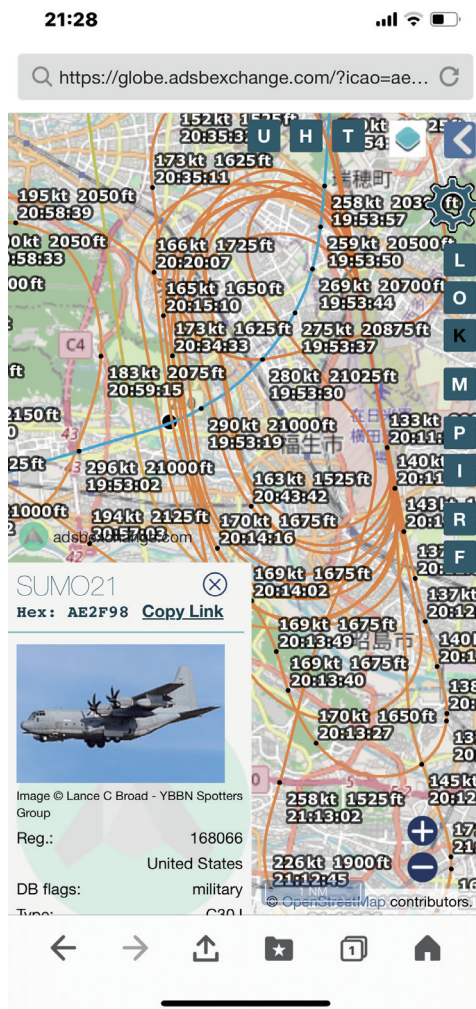
陳述時に使用する画像から



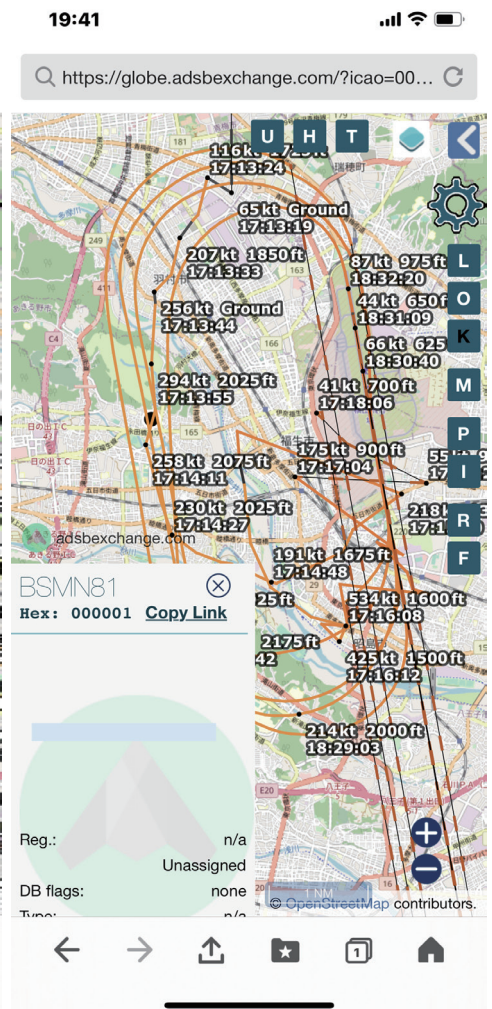
6月7日 C-130 の夜間飛行



6月23日自宅上空を飛ぶオスプレイ



6月7日 C-130 の航跡図



6月23日オスプレイの航跡図

弁護団の意見陳述について

弁護団の意見陳述内容については、別紙となります。そちらを参照ください。

横田基地公害訴訟原告、 横田・基地被害をなくす会 会員の方へ

交通費の支給について

(横田基地公害訴訟原告、横田・基地被害をなくす会の会員のみ対象)

交通費補助として、原告となくす会の会員には 500 円の交通費補助を出します。出席者名簿に名前を記載の際に、受付担当者がお渡ししますので、お受け取り下さい。

今後の裁判について

今後の裁判予定は以下の通りです。法廷は、基本的に立川地裁 4 階 404 号法廷です。

◇第 2 回口頭弁論：11 月 6 日（月）14 時～

◇第 3 回口頭弁論：2024 年 2 月 19 日（月）14 時～

事前集会等の場所・時刻は、NEWS などでお知らせします。

原告や横田・基地被害をなくす会会員の方への裁判出欠確認ハガキは、特別な場合（第 1 回口頭弁論や結審、現地検証など）を除き出さない予定ですが、1 年に 1 回出席のように、できる範囲で結構ですから、傍聴出席を心掛けていただくとありがたいと思います。

404 号法廷の傍聴席数は 50 席程度ありますので、今後、よろしくご検討ください。